

令和8年度 山武市第3子以降の学校給食費無償化制度について

多子世帯の子育てに対する経済的負担の軽減を図るため、第3子以降の義務教育期間における山武市立中学校の学校給食費を無償化します。

令和8年度は中学生のみ対象としています。

無償化の適用を受ける場合は、第3子以降の子(減免対象生徒)1人につき、1枚の申請書の提出(毎年度ごと)が必要となります。

このご案内は、無償化の対象外となる方も含め、義務教育期間の山武市立中学校にて給食の提供を受けている(申込みされている)全ての生徒の保護者に通知しています。

無償化の対象となる保護者

令和8(2026)年度は、以下の①から⑤を全て満たしている保護者が無償化の対象となります。なお、無償化となるのは扶養している子のうち、年齢が上から数えて第3番目以降の子の学校給食費となります。

- ① 山武市内に住所がある。
- ② 平成20年(2008)年4月2日から平成26年(2014)年4月1日までに生まれた子を3人以上扶養している。
- ③ 上記の子のうち、上から3番目以降の子が山武市立中学校で給食の提供を受けている。
- ④ 生活保護・就学支援制度等(就学奨励費を除く。)で学校給食費の支援を受けていない。
- ⑤ 保護者が負担すべき学校給食費(減免対象生徒分だけでなく扶養している子すべての学校給食費)の滞納が無い。(完納後に申請をお願いいたします。)

申請方法

- ① 「第3子以降給食費減免申請書」に、記入例を参考に必要事項を記入してください。
- ② 申請書に記載されたお子さんの内、山武市立中学校に在籍している子を除いた全てのお子さんの「子を扶養していることを証明する書類」を申請書裏面の指定欄に貼り付けてください。
- ③ 裏面の申請書提出期限までに、裏面に記載の山武市学校給食センターに郵送又は直接持参してください。

(裏面へ)

令和8年4月から無償化の適用を受ける場合の申請書提出期限

令和8年4月から無償化の適用を受ける場合、下記の期限までに申請書をご提出ください。
期限を過ぎた提出の場合、4月から無償化の適用を受けられないことがありますので、要件を満たしている場合は速やかに申請書をご提出ください。
(郵送でのご提出の場合は消印日をもって受理日とみなします。)

申請書提出期限：令和8年3月27日(金)まで

年度途中の申請について

申請書提出期限を過ぎ、年度の途中で無償化の要件を新たに全て満たすこととなった場合、申請書を速やかにご提出ください。申請が遅れた場合、無償化の対象となる期間が短くなる場合がありますので、ご留意ください。

以下の例にあてはまる場合、要件を満たせば無償化の対象となる可能性があります。

- … 市外から転入してきた … 扶養する子が増えた
- … 未納分の給食費を完納した … 就学援助、生活保護の適用を受けられなくなった

○ 申請に際して特別な事情やその他ご相談がある場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

決定通知等

審査の結果を記載した通知書は、申請書に不備等が無かった場合、令和8年4月下旬ごろ、学校から配付いたします。

年度途中に申請内容の変更が生じた場合

提出した申請書の内容に変更が生じた場合(扶養している子の人数に変更があった場合など)は、速やかに給食費減免状況変更届をご提出ください。
不明な点がありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

〒289-1321
山武市富田トの1177番地6
山武市学校給食センター
電話:0475-82-2015